

平成 28 年度 石狩市教育委員会会議（1 月定例会）会議録

平成 29 年 1 月 26 日（木）

開 会 13 時 30 分

第 2 委員会室

○委員の出欠状況

委 員 氏 名	出席	欠席	備 考
教育長 鎌 田 英 暢	○		
委 員 門 馬 富士子	○		
委 員 松 尾 拓 也	○		
委 員 山 本 由美子	○		
委 員 永 山 隆 繁	○		

○会議出席者

役 職 名	氏 名
生涯学習部長	佐々木 隆 哉
生涯学習部次長（教育指導担当）	松 井 卓
生涯学習部次長（社会教育担当）	東 信 也
総務企画課長	安 崎 克 仁
学校教育課長	菅 原 崇 喜
文化財課長	工 藤 義 衛
厚田生涯学習課長	田 村 和 人
浜益生涯学習課長	笹 富 雄
教育支援センター長	開 発 克 久
特別支援教育担当課長	森 朋 代
市民図書館副館長	清 水 千 晴
学校給食センター長	成 田 和 幸
生涯学習部参事（指導担当）	濱 本 賢 一
総務企画課主幹	松 永 実
総務企画課総務企画担当主査	古 屋 昇 一

議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 議案審議

議案第 1 号 招致外国青年就業規則の一部改正について

議案第 2 号 石狩市立学校管理規則の一部改正について

日程第 3 教育長報告

日程第 4 協議事項

① 本町・八幡地区の学校整備の具体策（案）について

日程第 5 報告事項

① 平成 28 年度石狩市教職員研修「ウインターセミナー」について（開催結果）

② 全国学力・学習状況調査個票データ等の公表・貸与について

③ 平成 29 年度全国学力・学習状況調査について

日程第 6 その他

日程第 7 次回定例会の開催日程について

開会宣告

（鎌田教育長）ただ今から、平成 28 年度教育委員会会議 1 月定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名委員の指名

（鎌田教育長）日程第 1 会議録署名委員の指名ですが、門馬委員にお願いいたします。

日程第 2 議案審議

(鎌田教育長) 日程第 2 議案審議を議題といたします。

議案第 1 号 招致外国青年就業規則の一部改正について

(鎌田教育長) 議案第 1 号「招致外国青年就業規則の一部改正について」、事務局から提案願います。

(佐々木生涯学習部長) 議案第 1 号「招致外国青年就業規則の一部改正について」でございます。本件は、本市の英語指導助手（A L T）の勤務条件を定めております当該規則につきまして、J E Tプログラムにおいて示されております任用規則案及び市の非常勤職員の勤務条件の例に倣ったものとして、実状に合うものとするよう所要の改正を行うものであります。詳細は、安崎総務企画課長から説明いたします。

(安崎総務企画課長) 私から議案第 1 号について説明させていただきます。お手元の資料 1 ページから 2 ページにかけて新旧対照表がございますので、ご覧ください。招致外国青年就業規則につきましては、本市の A L T に関する就業規則を定めたものでございます。これは J E T プログラムで示されている任用規則案を基本に定めているものですが、勤務時間の割り振り、休憩時間、年次有給休暇などは各任用自治体の規則や服務規程に準じているところです。平成 29 年 1 月に石狩市非常勤職員の特別休暇取得に関する規定の改正があり、これまで無給休暇であった生理休暇及び子の看護休暇が有給となりました。その他、市の職員の規定に合わせるため、この度改正を行うものです。まず、第 9 条第 2 項第 2 号については、来年度の任用規則案の文言が変更となっていることから、それに準じて改めます。第 12 条第 2 項の年次有給休暇の繰越について、これまで 12 日を上限としておりましたが、市の規則と同様に 20 日を上限に改めるものです。第 14 条は特別休暇に関する規定です。参考に申し上げますと、1 号から 6 号は親族が死亡した場合、本人が結婚する場合、災害により自宅が損壊した場合、天候や事故による交通機関の途絶、産前、産後の休暇を規定しております。この度、第 7 号の育児時間を 30 分から 60 分に改め、第 9 号の看護休暇について、小学校入学前から中学校入学前に改めるものです。第 2 項につきましては、第 8 号の生理休暇、第 9 号の看護休暇を有給といたしますので、それに伴い表現を改めます。第 18

条第3項においては、病気、負傷で休暇を申請する際に医師の診断書を求める範囲を市の服務規程に順じ、「3日を超える」から「7日を超える」に変更をするものです。この規則は公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用することとしております。私からは以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局から提案理由の説明がありました。ご質問等があれば受けたいと思います。いかがでしょうか。

（門馬委員）この規則改正は、石狩市の非常勤職員の就業規則が変わるので、それに合わせて変えるのだという説明でしたが、そういう理解でよろしいですか。その場合、他の自治体の状況と比べて、運用の違いなどはあるのですか。

（安崎総務企画課長）他の自治体においても 国や道に準じて定めているのが一般的ですので、本市も概ね同様であると考えております。

（門馬委員）わかりました。

（鎌田教育長）他にございますか。

質問なし

（鎌田教育長）他に質疑等がないようですので、議案第1号については原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（鎌田教育長）ご異議なしと認め、議案第1号につきましては原案どおり可決しました。

議案第2号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」

（鎌田教育長）次に、議案第2号「石狩市立学校管理規則の一部改正について」、事務局から提案願います。

（佐々木生涯学習部長）議案第2号についてご説明いたします。本市の小中学校

の教職員の勤務条件等につきましては、道費負担の教職員ですので道立学校職員の制度が準用される仕組みとなっております。本件は、道立学校の職員について今年の1月1日から、介護のために1日の勤務の時間の一部について休暇を取得するという介護時間という制度、あるいは介護休暇の分割取得をするという制度が創設されましたことから、本市の学校職員がこれらの制度を利用するための手続き等について定めるため、当該規則について所要の改正を行うものでございます。詳細は菅原学校教育課長からご説明を申し上げます。

（菅原学校教育課長） それでは議案第2号について私からご説明いたします。お手元の資料3ページ以降をご覧ください。今回の一部改正につきましては、北海道学校管理規則、北海道学校職員服務規程の介護休暇に関わる一部改正を踏まえ、本市の学校管理規則について所要の改正を行うものです。介護休暇につきまして、改正前は請求できる期間が「連続する6月において必要な期間を認められる」となっておりましたが、改正後につきましては職員の申し出に基づき、「3回以内でかつ6月以下の範囲内で期間を指定して取得することができる」ようになりました。また、介護休暇とは別に連続する3年の期間内において、介護のため1日につき2時間の範囲内で勤務しないことができることとする「介護時間」の制度が新たに設けられました。この介護休暇の取得方法の変更や介護時間の新設により、本市の学校管理規則の職員の休暇に関わる条項第31条第2項の「休暇の承認」のところに新たに介護時間を加えます。また、休暇の請求又は申出の様式を規定しております第31条第3項について、校長と所属職員の休暇の請求や申出に使用する様式の変更や追加を行います。変更追加された様式につきましては、お手元の資料5ページ以降に記載してございます。また第34条第3項につきましては、この度の所属職員の休暇処理簿等の様式の番号の変更に伴いまして文言の整理を行うものであります。今回の学校管理規則の一部改正につきましては、公布の日から施行し、平成29年1月1日から適用するものといたします。私からは以上です。

（鎌田教育長） ただ今、事務局から議案第2号の説明がございました。ご質問等があれば受けたいと思いますが、何かございますか。

（松尾委員） 2点ほどあります。1点目は、今回の規則改正案に必ずしも直接関係するわけではないのですが、介護は非常に今日的な課題である中で、取得の状況がどのように推移をしているのかをお聞きしたいというのが1点、もう1点は、請求に関する書式等が随分出てきておりますけれど、こういった事務处理的な部分で、システムを使うなど手間のかからないかたちで処理ができるような気がしますので、例えばオンラインで入力したものが書式に反映されて、記録されて残

るというかたちでいいと思うので、そういった部分の動きや今後の方向性等について、もしあればお聞かせいただければと思います。以上です。

（菅原学校教育課長）まず、介護休暇の取得状況等についてなんですが、基本的に介護時間を取得しようとする場合は学校長が承認するというかたちになります。この介護時間については基本的に無給の休暇になりますので、休暇に伴いまして給与の調整がかかるということで、市教委の方に休暇を取得した時間を報告する流れになっております。最近の状況を申し上げますと、今年度は学校職員の方から介護時間の取得申請は確認しておりません。平成 27 年度以前では、昨年度 1 件、お子さんの介護のために休暇を取得したケースが 1 件ありましたことをご報告いたします。次に、休暇申請の書式等につきましては、基本的には現状としまして、資料に掲載されております様式を記載して提出していただくかたちになっておりまして、市役所で導入されているようなオンライン化された手続きを行うというような状況にはなっておりません。

（松尾委員）今のご説明を伺ってあらためて感じたのは、無給の介護時間のほかに一般的には例えば有給休暇を使って介護に充てるということが実態としてきつとあると思うのですが、教育委員会としてある程度把握されているのかということ、もう一つは、市ではオンラインで事務処理をしているが、学校現場ではアナログで行われているという理解でよろしいでしょうか。

（菅原学校教育課長）今、松尾委員からお話がありましたように、基本的にはまず有給の年次有給休暇等を使われているケースが多いと認識しております。ただ、介護を受ける方の状況によっては、最大で年間 40 日の有給休暇を使いつつ、それでは対応しきれないという場合に、介護休暇をやむをえず使って要介護者の支援等を行うという状況であると認識しております。2 点目の事務システムの部分については、基本的には先ほど申し上げました通り、学校職員につきましてはペーパー、市役所の職員についてはオンラインのシステムで行われているという現状を申し上げるしかないと思っております。

（松尾委員）個別の具体的なことに関しては、メリット、デメリットを検討しなければならないと思いますが、学校での事務的な業務はできるだけ省力化できるよう、何らかの検討が必要ではないかと思います。

（佐々木生涯学習部長）今、学校では校務支援システムを導入しておりまして、その中に介護休暇に係る機能が入っているかは確認しておりませんが、非効率で

あるのは理解しております。ただ、学校は処理単位が小さいので、処理する手間と、システムを導入して5年ごとに更新していく手間と経費を比較したときに、どうなるかを検証してみなければわからないと思います。校務支援システムがこの先バージョンアップをくり返していく中で、これらの処理機能も導入されて全道統一のシステムになっていくというのが一番自然な流れであると思います。

（松尾委員）正直なところ、これらの業務を管理するシステムは民間の方だと、すごくコストの負担も少なくていくらかでもあるように思えますが、あれも使ってこれも使ってぐちゃぐちゃになることもあると思いますので、そういった部分も含めて考えていかなくはならない時期なのかなというような感想を申し上げます。

（鎌田教育長）校務支援システムの中に導入できるかどうかを含めて、事務局の方で確認してください。他にございますか。

（永山委員）資料34ページの規則第34条にある「有給欠勤」という用語は知らなかったのですが、これは年間どのくらい取得できるのでしょうか。そして、欠勤ですから給与や手当の率には影響しないのかどうかについてお聞きしたいと思います。

（菅原学校教育課長）有給欠勤につきましては、いわゆる職専免、職務に専念する義務を免除するということで、例えば人間ドックを受診する場合に、勤務時間中に通院して、職務を免除することを認めるような場合に使う用語です。

（佐々木生涯学習部長）公務員には職務に専念する義務がありますが、一定の要件についてはそれを免除しますという制度があって、地方公務員の場合は職務専念義務免除と言いますが、学校職員の場合は有給欠勤という用語を使っています。これは休暇とは違います。年次有給休暇は最大で年間40日ですが、職務専念義務免除はその事由に該当すれば、制度的には何日でも取得できることになっています。休んでいるわけではなく、仕事を免除するということです。

（永山委員）欠勤という言葉が引っかかっていて、一般には欠勤というと給料や手当てに影響してくるものですから、この場合はどうなっているのですか。

（菅原学校教育課長）影響しません。

(永山委員) わかりました。

(鎌田教育長) よろしいですか。他にございますか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質疑がないようですので、議案第 2 号については、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、議案第 2 号につきましては原案通り可決いたしました。

日程第 3 教育長報告

(鎌田教育長) 次に、日程第 3 教育長報告を議題とします。昨年 12 月の定例会以降、今日までの部分をお手元のペーパーで提出させていただいておりますが、1 点だけ私の方からご報告させていただきたいと思います。12 月 21 日の第 1 地区教科用図書採択教育委員会協議会についてですが、現在の教科書採択はご承知のとおり、小学校は平成 27 年度から 30 年度まで、中学校は平成 28 年度から 31 年度まで、それぞれ 4 年間同じ教科書を使用することになっています。そして、道徳が小学校で平成 30 年度から、中学校では 31 年度から教科化されます。その小学校の平成 30 年度の教科化を踏まえて、平成 29 年度中にこれを採択しなければならないということで、この日は小学校の道徳の調査研究委員会を学校関係者や学識経験者、保護者等の 7 名の委員で設置するということが協議されました。平成 29 年度中に研究委員会を立ち上げて、採択の審議に入るというかたちになりますので、ご承知おきいただきたいと思います。この協議会の中で例年の通り 4 回ほど審議を行い、最終的に平成 29 年度中に道徳の教科書を選定する作業となっております。このほかに各委員の皆さんから質問等があれば受けたいと思いますが、何かございますか。

(山本委員) 1 月 17 日と 24 日の外国語教育の指導に関する会議について、主な内容を教えていただければと思います。

(濱本指導担当参事) 1月17日に開催した第2回外国語指導連絡協議会担当者会議では、各小学校の教務の先生にお集りいただいて、今の外国語活動の現状について意見交流しました。例えば、ALTをどのように活用しているのか、その課題や成果等について、もう一つは次年度から小学校1年生と2年生で5時間ずつ外国語活動を共通の指導案によって行うということです、その具体的な指導案を提示して周知をしたところです。また、次年度のALTの派遣に係る日程調整も行いました。また、1月24日の第5回外国語教育プロジェクトチーム会議では、小学校1年生と2年生の外国語の指導案作りをこの会議の中で行ってきたところで、最後の5回目として、指導案の確認協議ができたということです。プロジェクトチームとして校長会から1名、教頭会から1名、小学校の教諭2名、教育委員会で継続して協議を行ってきたところで、非常に良い指導案ができました。私からは以上です。

(山本委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございますか。

(門馬委員) 1月6日の管内公立小中学校人材育成推進会議について、詳しく教えていただけませんか。

(鎌田教育長) 私の方から説明します。毎年この時期に開催されているのですが、管内の小中学校教員のいわゆるミドルリーダー、管理職として活躍が期待される人材について、特に女性教員、女性の登用も踏まえた人材の情報を共有したところです。

(門馬委員) わかりました。

(鎌田教育長) 他にございますか。

(松尾委員) 3点あります。まず、12月26日の教育・福祉連携セミナーについて、どのような内容だったか教えていただきたいのが1点、2点目は昨日(1月25日)に管内教育委員会協議会教育長会が行われたということで、何か新しい動きがあればお聞かせいただきたいと思います。3点目は山本委員がご質問された部分で、小1と小2の英語指導案に関して5回協議を重ねられたということでしたが、例えば文科省が示すようなある程度の素案があって、それを基に作業されてきたのか、それとも一から手探りで行われてきたのか、お聞かせいただきたい

と思います。

（濱本指導担当参事）3点目の外国語の小学1・2年生の部分についてですが、江別市や千歳市で行われているものも参考にしながら、分かりやすく、そしてALTがいなくても授業ができるような指導案を4名の先生方を中心に練りあいながら作ってきました。ピクチャーカードやALTが作った教材などを活用しながら独自の指導案を作ったところです。

（森特別支援教育担当課長）1点目について私からお答えいたします。教育・福祉連携セミナーは、特別支援学級の先生及び通常学級で支援が必要なお子さんを見ている先生方やコーディネーターを対象に行ったところです。今、子ども達は日中に学校で教育を受け、その後夕方は、放課後デイサービスというかたちで福祉の児童福祉法によります制度によって、放課後に療育を受けるということを行っています。そういう中で1人のお子さんについて、午前中は学校の中で個別の教育学習支援計画を、夕方は福祉の方で利用計画を立てているということで、1人のお子さんが、教育と福祉の両方で長期的目標、中期的目標等を持っている中で合わせていき、教育と福祉が同じ観点で子どもを見て、将来につなげていくということがとても重要視されています。今、本当に教育と福祉の連携が大切だと言われているのですが、なかなか学校の先生が会議に出席できるは放課後、一方で福祉の方は会議ができるのは午前中ということで、普段顔を合わせて交流することがなかなかできないので、冬休みが始まった最初の日に設定して開催することができました。出席者された福祉現場の事業所の先生方からのアンケートによると、とても有意義だったという感想をいただいておりますので、今後も継続、発展させて行っていきたいと考えています。以上です。

（鎌田教育長）それでは私から報告します。昨日行われた「管内教育委員会協議会教育長会」についてですが、例年と同様、内容としては管理職（校長・教頭）の人事に関する協議でございます。その内容については、この場ではお話できませんが、会議の前段に石狩教育局の担当課長から、1点だけ報告、方向性の説明がありました。それは、毎年3月に、退職する校長と採用校長、昇任教頭を対象にした辞令交付式を石狩教育局の主催により札幌市内で行ってきたところで、今年も3月27日に行われます。この辞令交付式について他管内の実状を申し上げますと、渡島管内は今年度から取り止めることとなり、その他の管内においても以前から行わないこととなっています。石狩教育局についても平成29年度を最後に廃止し、各市町村から辞令を交付することに切り替えたいという申し出、方向性が示されました。我々教育長会議としては、退職校長は人生の節目として、この

辞令交付式が最後の務めとなるので、それはしっかり局長からお礼、慰労の言葉も含めて式典として行うべきという申し出をしてきたところです。私どもが各市町村において、退職される校長に対して行うということについて、辞令交付することの意義や重みということを考えた時に駄目ではないかという趣旨で申し出をしたわけですが、石狩教育局からそのような説明があったこととお知らせしたいと思います。以上です。

(松尾委員) ありがとうございます。

(鎌田教育長) 他によろしいですか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので 教育長報告については了承ということによろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、教育長報告について了承をいただきました。

日程第 4 協議事項

協議事項①「本町・八幡地区の学校整備の具体策（案）について」

(鎌田教育長) 次に、日程第 4 協議事項を議題とします。協議事項①「本町・八幡地区の学校整備の具体策（案）について」事務局から説明をお願いします。

(安崎総務企画課長) 私から説明させていただきます。お手元の資料 15 ページになります。来月の 2 月 7 日に親船会館において、本町・八幡地区の学校整備の具体策（案）について、両校区合同による最終の保護者・地域説明会を開催することとしております。そして、2 月 7 日の説明会を含めた、これまで開催してきた説明会でのご意見等を踏まえて、今年度中に教育委員会の決定を行う予定としております。そこで、これまでの流れを再確認していただくとともに、今月 12 日に開催した八幡小学校での保護者・地域説明会の状況について報告させていただきたいと思います。その前に、これまでの学校統合の協議経過について触れますと、

花川北・南地区の団地造成等により、昭和51年に約2,600人だった児童生徒数が、昭和56年には約6,000人、昭和59年には7,000人台に達するなど、昭和50年代の児童生徒の急増に対応するため、その間に多くの小・中学校を設置してまいりましたが、その後は少子化の影響によって平成15年度には約5,000人まで減少しました。児童生徒数が大きく減少している地域と新たな宅地開発により児童生徒が増加する地域が存在し、学校規模に大きな差異が生じていることから、平成15年9月に「石狩市立小学校及び中学校の規模・配置等検討会」を設置し、市教委が同検討会に対し、適正な学校規模やその配置について意見を求めたことが、今に続く学校統合の議論の始まりとなっております。平成17年4月に出されました同検討会の報告書の中で、小学校では具体的な事案として、花川地区とともに、石狩小学校・八幡小学校の統合について触れられております。平成16年度の学校基本調査による児童数が八幡小は161人、石狩小は97人で、将来的にも減少傾向にあり、推計では平成23年度には八幡小は100人を割り、石狩小も70人台になることが見込まれ、両校とも望ましい学校規模を確保することが難しい状況から、石狩小学校と八幡小学校は統合の方向で検討する必要があるとの意見が出されておりました。その後、市教委は花川地区の若葉小学校、紅葉山小学校の統合に着手し、平成22年度に双葉小学校を開校いたしました。また、平成22年7月からは、聚富中学校の複式化が平成26年度に見込まれる状況があり、合併前から議論のあった厚田区の学校統合の検討をあらためて進める契機ともなっております。市教委では平成26年9月に、八幡小学校が平成28年度に複式の学級編制が想定されることから、学識経験者、本町・八幡地区の町内会長、保育園の父母会役員や両校のPTA会長など13人で構成される「本町・八幡地区小中学校の整備に係る検討会」を設置しまして「子どもたちのよりよい学習環境」を確保するための学校整備のあり方について意見を頂戴することとしました。4回の会議が開催されてきて、平成27年4月15日に検討会の座長より「検討内容のまとめ」が提出されております。まとめの中では、八幡小学校の複式化による教育上の課題は検討会において認識していただいた上で、「それらの課題を克服するためには一定の規模を確保することが必要であり、統合も選択肢の一つではあるが、学校は単なる教育施設としてだけでなく、地域の歴史や文化を伝え、コミュニティの中心的役割も担っていることから、容易に結論を出せるものではないこと。学校統合については更なる検討が必要であるが、今後、市教委が原案を示すなど、具体的な議論を速やかに進め、整備の時期を逸しないように取り進めるべきである」というご意見をいただきました。市教委ではその意見を受けて、厚田地区及び本町・八幡地区の学校整備の具体策（案）を策定しまして、平成27年11月の教育委員会会議にて決定をしております。その原案については、まず検討会の委員の皆様を対象に11月24日、親船会館にて説明を行い、その後、資料に記載のとおり12

月 10 日から平成 28 年 2 月 8 日までの間、これは厚田区の説明会も含まれますが、13 箇所では保護者・地域説明会を開催しております。平成 28 年 2 月 22 日には、聚富会館で「厚田区、本町・八幡地区小中学校の整備に係る検討会」を合同で開催しまして、両地区で寄せられた意見や要望事項について報告、意見交換を行ったところです。閉校後の聚富小中学校の通学区域の取扱いについては、聚富地区の多くの保護者・地域の方から寄せられました要望について、市教委で検討した結果、平成 28 年 6 月の教育委員会会議において、修正した具体策として決定いたしましたところです。本町・八幡地区の学校整備の具体策（案）については、同年 2 月までの説明会で寄せられた、スクーバスの運行や放課後児童クラブ、閉校後の石狩小学校の後利用などの要望、ご意見に対し、市の考えを再度、地域や保護者にお伝えするために平成 28 年 11 月から説明会を行っております。去る 1 月 12 日に開催しました八幡小の説明会では 11 名の参加をいただきました。その時に出された主な意見としては、「石狩小はレガシーという記載があるが、とても価値のあるものだと思うので残していただきたい。」「本町の方は、橋を渡すことに非常に抵抗感を持っているが、八幡地区の中学生はすでに通学する際にスクールバスで橋を渡っていることから、市教委でもその抵抗感を払拭するように働きかけをしてもらいたい。」「歴史ある石狩小の特殊性を考慮すべきだが、統合は進めていただきたい。」「八幡小が統合校として開校してすぐの時期に、八幡小に通学していただけれども、地域の歴史を学んだ記憶がないので、今の子ども達にはぜひ地域の歴史を学ぶ機会を作って取り入れていただきたい。」というような要望意見のほか、「説明会の参加者が 11 名と少ないが、どのように周知していたのか。」という意見もいただいたことに対しましては、「開催の周知は、学校を通して保護者の方や、町内会での回覧、来年度の新小学 1 年生の保護者向けに市教委からダイレクトメールでご案内していることから、周知不足はないものと考えている。」旨の回答をいたしました。その他、設立準備委員会の人選や虹が原地区のスクールバスの通学についての質問がありました。今回の八幡小での説明会では、統合について今回も反対意見は無く、統合に向けて出された課題を克服しながら進めてもらいたいという趣旨であるというふうに、市教委としまして受け止めているところでございます。私からは以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局から説明がありました。ご意見やご質問等を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

（松尾委員）質問や意見ではなく、これだけの回数の会議等を設けていただいて、一歩ずつコンセンサスを積み上げてきたものと思っております。これまで市教委事務局をはじめ、地域の皆様のご努力やご理解にも感謝を申し上げて、是非い

い学校を作っていけなくてはならないと私自身も感じているところです。以上です。

（鎌田教育長）ありがとうございました。他にございますか。

（門馬委員）今後の日程として、来月の２月７日に最終の説明会を行うというお話ですが、この説明会で特段の意見が無ければ、地域の同意を得られたということで、統合に向けた準備を進めていくということですね。

（安崎総務企画課長）はい。そのように考えております。

（門馬委員）１月１２日の説明会は１１名の参加であったということで、事務局としてはどのように認識されているのでしょうか。地域の方々の関心が薄いということではないと思うのですが、いかがでしょうか。

（安崎総務企画課長）平成２７年１２月から翌年２月までの間に、石狩小と八幡小の校区内の数箇所では原案を説明させていただき、一度ご意見をお聞かせいただいております。その時にも大きな反対意見は感じられなかったということもあります。また八幡地区の方は石狩小の子ども達を迎える側なので、歓迎するという気持ちで捉えられていると思っております。市教委としましても、説明会に多くの方に参加していただけるよう周知しておりますが、概ね了承していただけたものと感じております。

（門馬委員）わかりました。

（鎌田教育長）他に質問等がありますか。

質問なし

（鎌田教育長）他に質問等がないようですので、協議事項①につきましては了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（鎌田教育長）ご異議なしと認め、協議事項①は了解しました。

日程第5 報告事項

報告事項①「平成28年度石狩市教職員研修「ウインターセミナー」について（開催結果）」

（鎌田教育長）次に、日程第5 報告事項を議題とします。最初に報告事項①「平成28年度石狩市教職員研修「ウインターセミナー」について（開催結果）」、事務局から報告をお願いします。

（濱本指導担当参事）私から報告いたします。昨年12月26日の午後に、市役所4階会議室で、8年目以下の若い石狩市内の小中学校の先生方を対象に実施しました。当日の受講者数は小学校の先生47名、中学校の先生29名の合計76名でした。内容につきましては、新しい学習指導要領で外国語活動が注目されていること、そして次年度から小学1・2年生で5時間ずつの外国語活動を取り入れていくという状況の中で、「外国語・英語教育を通して若手教師に伝えたいこと」をテーマに、小学校からはイスタンブールとネパールの日本人学校を経験しております南線小学校の宮浦先生、また中学校からはアメリカ派遣の体験について花川南中学校の加藤先生にお話をいただきました。また、小グループによる悩み事などの交流も短時間でしたが実施しました。資料18ページにアンケートの集計結果を掲載しており、「提言の内容は満足できるものでしたか」という質問に対しては、「とても当てはまる」、「当てはまる」が95.8%を占め、先生方の満足度が高かったことが伺え、「今後の教育実践に役立ちそうですか？」という質問に対しては91.6%を占め、内容が充実していたことが伺えました。講座内容について非常に肯定的な感想や意見が多く、「教師として大切なことをたくさん聞くことができた。」「自分の知らない世界を知ることができて良かった。」「外国語活動に自信がなく、いつも不安の中で授業をしてきましたが、もう少し前向きに考えてみようと思えた。」「今後グローバル化が進んで行くので、私たちも現在の考え方・教え方にとらわれず新たな方法や指導感を学んでいくべきだと思った。」という意見がありました。このほか、今後の教育実践に役立つかどうかについても前向きな感想意見が多く見られ、小グループの悩み事の交流についても、「他の先生方も同じような悩みを抱えていることがわかり安心したとともに、いろいろな人からアドバイスをいただき、自分の力に変えていきたい。」という肯定的な意見が多かったです。19ページをご覧ください。課題の部分については、日程が冬休み学習会と重なった学校もあり、遠方の浜益区の学校からは日程について考慮してほしいと言う要望等がありました。

次年度のウインターセミナーに向けて、講座の選定については「新しい学習指導要領に向けた道徳の教科化」「アクティブ・ラーニング」についての記述が多くありましたので、今年度の反省と先生方の意見感想を踏まえながら、市教委としてできるだけ若い先生に研修してもらいたい内容を検討していきたいと思います。私からは以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局から報告がありましたが、この件についてご質問等があれば受けたいと思います。いかがでしょうか。

（松尾委員）夏の教職員研修（サマーセミナー）との違いを明確にするという意味においても、このウインターセミナーは基本的には若手の先生方を対象にするということをしたキーコンセプトを大事にしていただければと思います。今後も良い教職員研修を続けていただければと思います。以上です。

（鎌田教育長）他にご質問等がありますか。

質問なし

（鎌田教育長）他に質問等がないようですので、報告事項①につきましては了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（鎌田教育長）ご異議なしと認め、報告事項①を了解しました。

報告事項②「全国学力・学習状況調査個票データ等の公表・貸与について」

（鎌田教育長）次に、報告事項の②「全国学力・学習状況調査個票データ等の公表・貸与について」事務局から報告をお願いします。

（濱本指導担当参事）私からご報告いたします。資料 20～26 ページをご覧ください。このことについては、平成 29 年度の全国学力・学習調査の結果と、過去 10 年間の個票データを公表・貸与し、大学の研究者や国の行政機関に提供することによって、教育施策の改善充実をしていきたいという趣旨のものでございます。個人情報に十分配慮しながら行っていくこととなっており、管内他市町村も同意

するという状況も考慮に入れ、目的を鑑みながら石狩市も同意したいと考えております。資料 27～28 ページに掲載しております調査票につきまして、今日の教育委員会会議の前に、道教委から報告を求められていましたので、教育長専決というかたちで提出しましたことをご報告します。私からは以上です。

（鎌田教育長）ただ今、事務局から報告がありましたこの件について、ご質問等ありますか。

（門馬委員）確認したいのですが、これは今回初めて協力要請を受けたもので、全国でも初めて行われる調査研究ということで、来年度以降も要請が来る可能性があるということですか。

（濱本指導担当参事）はい。そのように認識しております。

（鎌田教育長）補足いたしますと、実はこのデータの集約や公表・分析は、これまで国が筑波大学に委託していたのですが、今回からは委託を止めて、行政機関も含めて各大学の自主的な研究という取扱いとすることに変更したということで、このような扱いになっているということです。

（松尾委員）文科省でデータを用意して、研究者がフリーにアクセスできる状態を作りたいということですね。

（鎌田教育長）はい。データを取り扱う仕組みを変更するということです。

（松尾委員）基本的にはこういったことを活用して政策立案に生かすということは、方向感としては非常に良いことだと思っています。ただ、少々気になったのが、過去のデータを遡って事後的に活用するということについては、色々な観点で問題が起きないかどうかということを確認していただきたいと思います。これまで過去のデータを活用するという説明は行われていないので、国の責任で行うからよいということになるのかどうかを含めてです。

（佐々木生涯学習部長）はい。そのような危惧があるので、今回このようなかたちで同意を求めてきたという理解をしております。

（松尾委員）仮定の話になりますが、例えば対象になっていた当時の児童生徒が、数年後にこのように使われているということに対して、「どうして自分のデータ

が勝手に使われているのか」ということで、訴訟になって敗訴となるようなリスクは法律の観点から可能性があるのかないのか、いかがでしょうか。

（佐々木生涯学習部長）たぶん問題になるのは個人情報保護制度との関係だと思います。個人に関する情報で特定の個人が識別されるものは個人情報になりますが、今回の件は特定個人が識別されないように加工したものを求めているということなので、そのようなリスクはありません。

（松尾委員）わかりました。

（鎌田教育長）他にご質問等はありませんか。

質問なし

（鎌田教育長）他に質問等がないようですので、報告事項②を了解ということでよろしいでしょうか。

異議なし

（鎌田教育長）ご異議なしと認め、報告事項②につきましては了解しました。

報告事項③「平成 29 年度全国学力・学習状況調査について」を非公開とする件

（鎌田教育長）次に、報告事項③「平成 29 年度全国学力・学習状況調査について」は、石狩市教育委員会会議規則第 15 条第 1 項第 9 号に該当しますので、非公開案件として、後ほど審議いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

異議なし

（鎌田教育長）ご異議なしと認め、非公開とすることに決定いたしました。

日程第 6 その他

（鎌田教育長）次に、日程第 6 その他を議題とします。事務局よりお願いいた

します。

第 20 回「図書館を使った調べる学習コンクール」審査結果について

(清水市民図書館副館長) 私から第 20 回「図書館を使った調べる学習コンクール」審査結果についてご報告いたします。お手元の資料をご覧ください。このコンクールは、昨年 10 月の教育委員会会議で報告いたしました、本市の調べる学習コンクールの上位コンクールの位置付けとなっております。公益法人図書館振興財団が主催する全国規模のコンクールです。地域コンクールの応募作品のうち、2%以内を推薦できるという規定となっており、本市コンクールへの応募作品の中から 10 作品を推薦しておりました。去る 1 月 7 日に審査会が行われ、その審査結果が公表されましたので報告いたします。資料記載のとおり、本市から推薦いたしました 10 作品全てが入賞、入選をいたしました。特に今年は、本市で初めてとなる佳作より上位の奨励賞を、生振小学校 5 年生の竹口芽生さんが受賞されました。本年 2 月中旬に主催者から作品と表彰状等が送付されることとなっており、順次各校の受賞者へ授与することとしております。私からは以上です。

(鎌田教育長) ただ今、事務局から説明がありましたこの件について、ご質問等ありませんか。

質問なし

(鎌田教育長) 他に質問等がないようですので、この件につきましては了解ということによろしいでしょうか。

異議なし

(鎌田教育長) ご異議なしと認め、その他を了解しました。以上で、日程第 6 その他を終了いたします。

日程第 7 次回定例会の開催について

(鎌田教育長) 次に、日程第 7 次回会議の開催日程を議題とします。次回につきましては、2 月 14 日の火曜日、15 時からの開催を予定していますので、宜し

くお願い申し上げます。以上をもちまして、公開案件につきましては終了いたしました。この後非公開案件の説明員以外の方については退席をお願いいたします。

【非公開案件の審議等】
14 時 45 分～14 時 52 分

閉会宣告

（鎌田教育長）以上をもって、1 月定例会の案件は全て終了いたしました。以上で、平成 28 年度教育委員会会議 1 月定例会を閉会いたします。

閉 会 14 時 53 分

【非公開案件の審議等の結果】

報告事項③ 平成 29 年度全国学力・学習状況調査について

事務局からの説明について、了解した。（質疑等省略）

会議録署名

上記会議の経過を記録し、その相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 29 年 2 月 14 日

教 育 長 鎌 田 英 暢

署名委員 門 馬 富士子